

令和 7 年度
都城市立児童館及び児童センター「ランドセル来館」の御案内
(随時申込版)

都城市こども政策課

【ランドセル来館(以下、「事業」とします。)とは…】

児童館及び児童センター(以下、「児童館等」とします。)は、地域の 18 歳までのこどもが自由に来館し過ごすことが出来る居場所ですが、児童が学校開校日に利用する場合は、放課後に一度帰宅してランドセルなどを置いてからしか利用できません。ランドセル来館は下校後、自宅に帰宅しないでランドセル等を背負ったまま、直接児童館等に来館できる制度です。自宅が遠方で一旦、帰宅に時間がかかる場合など、この制度を利用することで放課後の遊び時間を確保することができます。

【利用するには…】

この制度を利用するためには、事前登録が必要になります。

児童館等は、こども達の遊びを見守る施設です。放課後児童クラブのような児童の居場所の常時把握、飲食提供はありません。

※児童館等は、ランドセル来館の登録がなくても自由に来館して遊ぶことができます。

1. 随時申込開始日

令和 7 年 4 月 14 日(月曜日)から

※各児童館等で定める定員数の上限に達した場合は、その時点で申込みできません。

2. 対象者

令和 7 年度に各児童館等が属する小学校区に在学予定の小学 1 年生～6 年生。

※随時申込可能な児童館等は[5. 対象の児童館等及び小学校一覧](#)をご覧ください。

※利用できる児童館等は 1 館のみです。

※放課後児童クラブに入会している小学生は、対象外です。

3. 利用できる日

小学校の開校日で給食のある月曜日から金曜日のみ

※土曜日や日曜日、祝日、児童館の休館日は利用不可。

【児童館等の休館日】

日曜日、国民の祝日・休日(ただし、こどもの日を除く)、年末年始(12/29～1/3)。

4. 利用時間

午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

【参考】児童館等の閉館時間

(1)6 月から 9 月までは午後 6 時 (2)(1)以外の月は午後 5 時



5. 対象の児童館等及び小学校一覧

事業の対象となる児童館等、小学校は次の表のとおりとする。

※通学している小学校区以外の児童館等でのランドセル来館の利用はできません。

※沖水小学校に在学の方は、太郎坊児童館、高木児童館のうち1館のみを選択してください。

※高城児童館については、すでに登録定員数を超えているため、随時申込はできません。

児童館等名称	実施場所	対象小学校	随時申込可
梅北児童館	梅北町 6302 番地 1	梅北小学校	○
安久児童館	安久町 2546 番地 1	安久小学校	○
鷹尾児童館	南鷹尾町 26 街区 13 号	五十市小学校	○
太郎坊児童館	太郎坊町 1756 番地	沖水小学校	○
高木児童館	高木町 4461 番地	沖水小学校	○
下水流児童館	下水流町 3252 番地 2	志和池小学校	○
桜木児童館	高城町桜木 2102 番地 1	高城小学校	○
高城児童館	高城町穂満坊 20 番地	高城小学校	×
石山児童館	高城町石山 1109 番地 4	石山小学校	○
山田谷頭児童館	山田町中霧島 3283 番地 5	中霧島小学校	○
山田中央児童館	山田町山田 4297 番地 1	山田小学校	○
神柱児童センター	中原町 40 街区 10 号	東小学校	○
都原児童センター	都原町 37 番地 2	西小学校	○

6. 登録定員

各館おおむね10人程度

※各児童館等の施設や利用状況等により、定員数の調整が行われる場合があります。

※各児童館等で定める定員数を満たした場合は、随時申込はできなくなります。

7. 利用開始日について

申込みから利用開始までは、1～3 週間程度の期間を要します。

※小学 1 年生については、令和 7 年 9 月 1 日(月曜日)以降から利用開始となります。

8. 登録の有効期間

登録開始日～令和 8 年 3 月 31 日(火曜日)

9. 登録・変更・解除について

(1)登録の有効期間は令和 8 年 3 月 31 日(火曜日)までです。毎年度、登録申請が必要

となります。

- (2)登録期間について、年度途中で登録の場合は、登録日から年度末までです。また、年度途中で解除の場合は、解除日までが登録期間となります。
- (3)年度途中で、保護者の連絡先、住所、帰宅時の経路等に変更が発生した場合は、別途、ランドセル来館利用変更届(様式 3 号)が必要になります。場合によっては、経路図の再提出が必要です。
- (4)年度途中で利用を終了したい場合や小学校区の変更があった場合は、別途、ランドセル来館利用登録解除届(様式第 4 号)を提出してください。再度、利用したい場合は、再申請が必要です。
- (5)年度途中で対象の小学校に在学しなくなった方や長期で事業の利用がない方、登録児童の利用において事業や児童館運営に支障があると児童館が判断した場合は、話し合いの場を設け、登録解除の検討をする場合があります。

10.利用料

事業の利用は**無料**です。

11.申込方法

以下の児童館等ごとの URL もしくは QR コードからの申込のみとします。

【梅北児童館】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/971ae193-64f5-4d20-a51b-1a33fd2da48d>



【安久児童館】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/c4bdb443-ab80-4a81-a315-67a08d92e6e8>



【鷹尾児童館】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/5ed3607e-9f08-4528-be8a-50991f900cc3>



【太郎坊児童館】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/e3833948-7423-4d1a-89af-87c7920fd7db>



【高木児童館】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/e92a872b-ba75-45f6-a4d5-4de08e068b93>



【下水流児童館】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/e238af91-f414-4839-bd2d-628f2ac4295a>



【桜木児童館】

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/66cefb3-f6a5-42a9-b35d-29a944da28f3>

**【石山児童館】**

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/19e65569-c13a-488d-a5f1-88a99233abac>

**【山田谷頭児童館】**

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/f8430632-b40a-4dbb-b03d-eed999e8fa46>

**【山田中央児童館】**

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/5a253983-99ea-4f60-95da-67b04ebd32e4>

**【神柱児童センター】**

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/8aa6ceaf-8d76-4e02-8041-0f6abc1a3f1a>

**【都原児童センター】**

<https://otetsuzuki.jp/miyakonojo-city/application-services/d2734e96-3690-4ddc-b8cd-1b39637868ff>



※高城児童館については、すでに登録定員数を超えているため、今年度の随時申込はできません。

12.申込完了後について

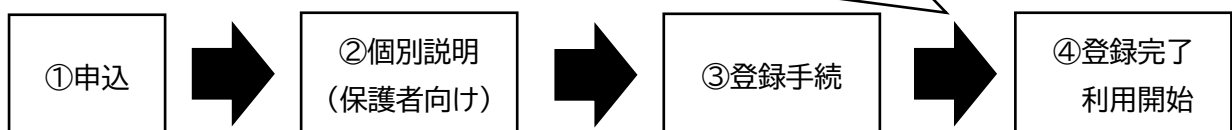
申込完了後、個別に保護者に対してランドセル来館の説明を行います。また、ランドセル来館の利用を開始するためには登録手続きを行う必要があります。登録手続きに必要な書類は以下のとおりです。

【登録手続き書類】

(1)ランドセル来館利用承諾書(様式第2号)

(2)ランドセル来館時経路図(様式第5号)

※学校から児童館等、児童館等から自宅までの経路がわかるもので、市、児童館、学校が利用児童の帰路を把握するために提出が必要です。原則、この経路で利用してください。
→(1)(2)の書類については、ランドセル来館の個別説明時に直接配布します。

13.申込から利用開始までの流れ

市から利用決定通知書、利用登録証、利用予定表を送付。

14. 利用方法

- (1)利用日には必ず保護者からお子さんに、学校から直接児童館等に行くように伝えてください。その際は、『都城市ランドセル来館利用予定表』をご活用ください。
- (2)寄り道をしないこと、児童館等の決まりを守ること、決められた経路を使用して来館、帰宅することをお子さんにお話ししてください。
- (3)児童館に備えられている目印(ブレスレットキーホルダー等)を着けて、児童館内で一般来館児童と同様に過ごしてください。
- (4)お子さんが児童館から外に出た場合の責任は一切負いません。また、途中外出した場合の責任も同様ですので、必ず保護者の責任のもとご利用ください。
- (5)午後 4 時 30 分になったら職員に声をかけ、目印を返却し、自宅に帰るようにしてください。時間になったら児童館職員からも帰宅指導を行います。

15. 利用決定者に送付するもの

- ①都城市ランドセル来館利用決定通知書・・・利用決定を証明するもの。
 - ②都城市ランドセル来館利用登録証(常時携帯用)・・・利用決定を証明するもの。
 - ③都城市ランドセル来館利用予定表(常時携帯用)・・・利用予定日と保護者サインを記入するもの。
- この利用予定表は、お子さんがランドセル来館をいつ利用するのか、保護者とお子さんで確認を行うためのものになります。お子さんに登録証と一緒に持たせてください。
- ※あくまでも保護者とお子さんとの約束事に利用するものであるため、特段、児童館側が確認することはありません。また、児童館側は来館日の把握もしていません。

16. 利用途上の怪我等・感染症の対応

(1)利用途上の怪我等

学校から児童館等までの道中で怪我等の事故があった場合、JSC(日本スポーツ振興センター)の災害共済給付の対象とならない場合があります。なお、児童館等から自宅までの道中で怪我等の事故があった場合は、災害共済給付の適用が受けられませんので、ご了承ください。

(2)感染症

お子さんが感染症等(新型コロナウイルス・インフルエンザ、はしか、水ぼうそう、おたふく風邪、ノロウイルスなど)に感染している場合は、利用できません。また、本人が感染していなくても、お子さんのクラスが法定伝染病による学級閉鎖や学年閉鎖の対象となった場合、利用はできません。

17. 利用にあたっての注意

- (1)放課後児童クラブとは異なるため、こどもを預かる事業ではありません。児童の居場所の常時把握、飲食の提供はありません。
- (2)令和 7 年度に放課後児童クラブに入会している児童は、ランドセル来館の申請はできません。(放課後児童クラブへ入会申請し、結果待ちや待機中の場合は除く)。
- (3)事業利用の決定は受付先着順ではありませんが、提出期限を遵守してください。
- (4)ランドセル来館は、春・夏・冬休み等の長期休暇中の利用はできません。
- (5)児童館等側は利用予定日の把握はしておりませんので、児童館から保護者に「来館がない」ことの連絡はしません。

- (6)利用時間(午後 1 時から午後 4 時 30 分まで)は必ずお守りください。
- (7)小学 1 年生のランドセル来館の利用開始は、令和 7 年 9 月 1 日(月)からです。
- (8)年度途中で対象の小学校に通学しなくなった方や長期で事業の利用がない方、登録児童の利用において事業や児童館等運営に支障があると児童館が判断した場合は、話し合いの場を設け、登録解除の検討をする場合があります。
- (9)利用時間内に館外に出たことがわかって、原則探すことはできません。
- (10)本事業の利用にあたって、児童館等を安全に利用できるようにするため、保護者や関係機関に児童の様子についてお尋ねする場合があります。
- (11)自然災害等が発生した場合は、安全を保つために児童館で待機させることがあるほか、緊急時の際は保護者に連絡することがあります。

【参考】「放課後児童クラブ」「児童館・児童センター」の各役割・内容などをご案内します。

	放課後児童クラブ	児童館・児童センター	
		通常利用の場合	ランドセル来館の場合
役割	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生を対象にした放課後の遊び及び生活の場	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする	学校から直接来館できることにより、児童が放課後にまとまった遊び時間の確保ができる
対象者	市内の小学校に就学している全児童	市内在住・在勤・在学の 18 歳未満の児童、乳幼児親子	市内の児童館が属する小学校区の学校に在学中の小学 1 年生～6 年生
定員	施設ごとにあり	なし	各館おおむね 10 人程度 (定員数の調整あり)
利用時間	●授業のある日(平日) 授業終了後～ 午後 6 時 30 分 ●土曜日、代休日 午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分 ●春、夏、冬休み 午前 7 時 30 分～ 午後 6 時 30 分	●6/1～9/30(夏時間) 午前 10 時～午後 6 時 ●10/1～翌年 5/31 (冬時間) 午前 10 時～午後 5 時	●学校の開校日で給食のある日のみ 午後 1 時～ 午後 4 時 30 分
利用できない日	日曜日、祝日、年末年始(学校の判断に応じて臨時休業の場合あり)	日曜日、祝日(こどもの日を除く)、年末年始	土曜日、日曜日、祝日、春、夏、冬休み等の長期休暇、給食のない日全て
利用料	月額 4,000 円 ※その他に保険料、おやつ代等の負担あり	無料	無料
飲食提供	あり	なし	なし
児童の居場所確認等	あり	なし	なし



【問い合わせ先】

都城市こども部こども政策課 こども政策担当
 〒885-8555 都城市姫城町 6 街区 21 号
 TEL : 0986-23-2684 FAX : 0986-23-2620
 E-mail : kodomoseisaku@city.miyakonojo.miyazaki.jp